

山梨県公報

号外第二十五号

平成二十七年

三月三十一日

火曜日

目次

告示

○食品の原産地に関する情報提供基準の一部を改正する告示……………一

訓令

○山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………二

○職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………二

○庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令……………二

○山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………三

○山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令……………三

○山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………三

○山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………四

○山梨県公報発行規程の一部を改正する訓令……………四

公告

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………四

企業局

○山梨県企業局公印規程の一部を改正する規程……………七

○山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程……………七

○山梨県管営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程……………七

○山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程……………七

○山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………八

教育委員会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………九

○山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………一一

○山梨県立学校職員給料支給規則の一部を改正する規則……………一三

○山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一三

○山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則を廃……………一三

止する規則

○山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………一四

○山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示……………一四

○山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令……………一四

○山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………一四

○教育長の職務代理者に関する規程……………一五

○教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………一五

人事委員会

○山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………一六

○平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則……………一七

○山梨県職員の平成二十七年四月一日における号給の調整に関する規則……………二〇

○山梨県学校職員の平成二十七年四月一日における号給の調整に関する規則……………二三

○山梨県警察職員の平成二十七年四月一日における号給の調整に関する規則……………二七

○教育長の営利企業等の従事制限に関する規則……………三〇

○山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………三一

○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………三六

○寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………三七

○教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則……………三九

○平成二十四年三月三十日付号外第二十二号中……………四〇

告示

山梨県告示第百二十五号

食品の原産地に関する情報提供基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

食品の原産地に関する情報提供基準の一部を改正する告示

食品の原産地に関する情報提供基準(平成二十四年山梨県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「生鮮食品品質表示基準(平成十二年農林水産省告示第五百十四号)第二条の」を「食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)第二条第一項第二号に規定する」に、「生鮮食品品質表示基準別表に規定する」を「同令別表第二に掲げる」に改める。

第三条第一項中「加工食品の原材料」の下に「(食品表示基準において原産地を表示

すべきこととされている原材料をいう。)を加え、同項の表国内で生産された農産物の項口を次のように改める。

ロ 食品表示基準別表第十五の23及び24に掲げるものにあつては、市町村名

第三条第一項の表国内で生産された水産物の項ニ中「水揚げした」を「食品表示基準別表第十五の23及び25に掲げるものにあつては、水揚げした」に改め、「(加工食品品質表示基準において原産地を表示すべきこととされている原材料を除く。)」を削り、同条第二項を削る。

第四条第一項第一号中「生鮮食品品質表示基準又は加工食品品質表示基準等」を「食品表示基準」に改める。

第五条中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

附則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令

山梨県訓令甲第三号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行動計画推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県総合計画推進本部規程

第一条中「行動計画(以下「行動計画」)を「計画(以下「総合計画」)に、「山梨県行動計画推進本部」を「山梨県総合計画推進本部」に改める。

第四条第一項中「行動計画」を「総合計画」に改め、同条第四項中「ときは」の下に「あらかじめ指定されたところにより」を加える。

第六条第一項及び第七条第一項中「行動計画」を「総合計画」に改める。

別表第一中「林務長」を「防災危機管理監 林務長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 出 先 機 関 庁

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在に関する規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中二十の項を二十二の項とし、十九の項を二十一の項とし、十八の項を十九の項とし、同項の次に次の一項を加える。

二十 峡南建設事務 所	身延道路課及び身延河川砂防管理課管内の公共測量並びに土木工事に関する用地の取得、登記及び補償に関する業務	南巨摩郡身延町梅平
----------------	--	-----------

別表中十七の項を十八の項とし、十三の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、十二の項の次に次の一項を加える。

十三 あけぼの医療福祉センター	富士・東部小児リハビリテーション診療所における業務	南都留郡富士河口湖町船津
-----------------	---------------------------	--------------

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

本 出 先 機 関 庁

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋
庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令
出 先 機 関 庁

庁内統計調査事務調整規程（昭和二十九年山梨県訓令甲第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「室長」の下に、「同規則第十四条の二第一項に規定する室長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋
出 先 機 関 庁

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「精神保健福祉センターに勤務する職員のうち庶務業務以外の業務に従事する職員」を削り、同表十の項中「日曜日及び課長が」及び「この期間」を削り、「定める日曜日以外の四の日」を「八日とし、課長が定める。」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第七号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋
出 先 機 関 庁
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程昭和四十三年山梨県訓令甲第五号の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表知事の部部長の款中「林務長」を「防災危機管理監若しくは林務長」に改め、「次長」の下に「総括技術審査監、防災対策専門監、観光推進監」を加え、同部理事（部に配置された理事を除く。）又は会計管理者の款中「部」を「部又は局」に改め、同部局長の款中「課長」を「課長又は室長」に、「課に」を「課又は室に」に、「次長」を「理事、次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋
出 先 機 関 庁
労働委員会事務局

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第七条第一項」の下に「の規定により設置された課、同条第五項の規定により設置された室」を加える。

別記様式中「尿検」を「尿検」及び「喀痰」を「喀痰」に改める。

を

子 錠	尿 検
	喀 痰

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

「

子 錠	集 検
	精 検

」

山梨県訓令第九号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程(平成十八年山梨県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「又は室若しくは」を「若しくは室又は」に、「及び行政改革推進課」を「行政改革推進課及び富士山保全推進課並びに人口問題対策室」に改める。

別表第一の1の表中「工事検査課」を「工事検査課」に改める。
「人口問題対策室」を「人口問題対策室」に改める。

別表第一の2の表中「県民生活センター」を「県民生活センター」に改める。
「県民生活センター」を「県民生活センター」に改める。
「人口問題対策室」を「人口問題対策室」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県訓令第十号

本 出 先 機 関 庁

山梨県公報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県公報発行規程の一部を改正する訓令

山梨県公報発行規程(昭和二十八年山梨県訓令甲第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「同規則第十四条第七項」を「同条第七項」に改め、「室長」の下に「同規則第十四条の二第一項に規定する室長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年七月三十一日まで縦覧に供する。
平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

富士観光開発株式会社 代表取締役 志村和也

2 住所

山梨県南都留郡富士河口湖町船津三千六百三十三番地の一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 アピタ田富店

(二) 所在地 山梨県中央市山之神千三百八十三番地一外

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
	カネミ食品株式会社 代表取締役 三輪幸太郎	愛知県名古屋市中村区中坪町九十番地
	株式会社ホットランド 代表取締役 佐瀬守男	宮城県石巻市大街道北一丁目一番十六号
	有限会社ピエールピエル 代表取締役 石川進也	山梨県南アルプス市小笠原三百八番地

株式会社パレモ 代表取締役 小田保則	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
有限会社フラワー総合センター 代表取締役 松尾孔	山梨県中巨摩郡昭和町西条千七百七十三番地
株式会社キング 代表取締役 山田幸雄	京都府京都市下京区東塩小路高倉町二番一号
有限会社鈴屋 代表取締役 深沢貴美子	山梨県甲府市城東四丁目九番十八号
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 大野緑太郎	東京都中央区京橋一丁目十一番二号
株式会社さが美 代表取締役 平松達夫	神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目二番十一号
株式会社タカキュー 代表取締役 木内守	東京都板橋区板橋三丁目九番七号センタービル内
株式会社サンリフォーム 代表取締役 坂野達哉	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
株式会社スタンプマート 代表取締役 小林彰男	山梨県甲府市大里町四千二百二十七番地
株式会社オンワード樫山 代表取締役 馬場昭典	東京都中央区高橋一丁目七番一号
土屋春樹	山梨県甲府市湯村二丁目

株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
高尾保美	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門九百二十九番地
カンダキラット株式会社 代表取締役 菅田拓平	岡山県津山市川崎千九百二番地の三
株式会社RHコーポレーション 代表取締役 花光雅丸	東京都大田区東矢口一丁目十七番十二号

3 変更の年月日

平成十八年五月一日ほか

3 届出年月日

平成二十七年一月二十六日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年七月三十一日まで縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 斎

- 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男
- 2 住所
愛知県稲沢市天池五反田町一番地
二届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 アピタ石和店
(二) 所在地 山梨県笛吹市石和町窪中島字新開町百五十四番地外
 - 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
有限会社ホットステーション 代表取締役 稲木義明	群馬県桐生市広沢町五丁目千九百五十五番地	
株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一号	
株式会社ファイブフォックス 代表取締役 上田稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六十番七号	
株式会社ライトオン 代表取締役 横内達治	茨城県つくば市東新井三十七番地	
株式会社ひらおか 代表取締役 平岡正也	静岡県静岡市葵区春日二丁目十一番十号	
有限会社焼津谷島屋 代表取締役 中野弘道	静岡県焼津市栄町四丁目二番四号	

- 3 変更の年月日
平成二十年五月二十日ほか
届出年月日
平成二十七年一月九日
- 4 縦覧場所
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史	東京都葛飾区新小岩一丁目四十八番一号
株式会社パレモ 代表取締役 小田保則	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
株式会社アカシヤ 代表取締役 河野茂樹	山梨県甲府市中央四丁目四番二十六号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
有限会社鈴屋 代表取締役 深沢貴美子	山梨県甲府市城東四丁目九番十八号
株式会社ゴールドハウスジャパン 代表取締役 新井大志	山梨県南都留郡富士河口湖町船津千四百五十七番一号
株式会社キング 代表取締役 山田幸雄	京都府京都市下京区東塩小路高倉町二番一号
株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 橋爪薫	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十七番六号

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 岩 波 輝 明

山梨県企業局公印規程の一部を改正する規程

山梨県企業局公印規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県公営企業管理者印の項中「総務課」を「総務課 事業所」に、同表山梨県企業局長

印の項保管課名の欄中「同」を「総務課」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 岩 波 輝 明

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務委任規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第五条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 滅菌剤の購入に伴う支出負担行為に関する事。

第五条に次の一号を加える。

六 石和温泉給湯受給権の譲渡等の承認（条件変更を伴わない相続等の承認に限る。）に関する事。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 岩 波 輝 明

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程（平成二十六年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

朝穂堰浅尾発電所

一一一

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 岩 波 輝 明

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第九号中「令達」を「予算の配当（流用に係る配当を除く。）」に改め、同

号を同表第八号とし、同表第十号を同表第九号とし、同表第十一号中「五百万円」を「二千万円」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十二号を同表第十一号とし、同表

第十三号中「五百万円」を「二千万円」に、「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「三億円」に、「二千万円」を「四千万円」に、「四千万円」を「六千万円」に改め、同

号を同表第十二号とし、同表第十四号中「三百万円」を「五百万円」に、「五百万円」を「三千万円」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十五号中「三百万円」を「一

千万円」に、「五百万円」を「二千万円」に改め、同号を同表第十四号とし、同表中第

十六号を第十五号とし、第十七号を削り、同表第十八号中「承認」の下に「（条件変更を伴わない相続等の承認を除く。）」を加え、同号を同表第十六号とし、同表第十九号を

同表第十七号とする。

別表第三第七号中「継続使用許可」を「使用許可」に、「継続借受け」を「借受け」に、「使用許可及び借受け」を「もの」に改める。
 別表第三の三第一号中「継続使用許可」を「使用許可」に、「継続借受け」を「借受け」に、「事業所における条件変更を伴わない使用許可及び借受け」を「電柱、ガス管、水道管、自動販売機その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るもの」に改める。
 別表第四総務課長の個別的専決事項の項第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 職員の営利企業等の従事許可に関すること。
 別表第四総務課長の個別的専決事項の項第四号中「目節の流用」を「予算の令達、目節の流用及び流用に係る配当」に改め、同項第五号中「五百万円」を「一千万円」に改め、同項第六号中「五百万円」を「一千万円」に、「五千万円」を「一億円」に、「二千万円」を「四千万円」に改め、同項第七号中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項第九号中「三百万円」を「一千万円」に改める。

附則
 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 岩 波 輝 明
 山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項に次の一号を加える。

三 委託料

第四十九条に次の一号を加える。

五 養成費（研修等の受講料に限る。）

別表「電気事業会計勘定科目表」の「資産」の「1 固定資産」の表中「長期前払費用」

「長期前払費用
 破産更生債権等

破産債権、再生債権、更生債
 他これらに準ずる債権であつ
 年以内に弁済を受けることが
 いことが明らかなもの。

権その
 て、1
 できな
 「
 (何)
 特定収入仮払消
 費税及び地方消
 費税
 「 (何)
 立替金
 特定収入仮払消
 費税及び地方消
 費税

に改め、別表「電気事業会計勘定科目表」の「負債」の「2 流動負債」の表中「

「未払利息」及び「未払保険料」並びに「預り税金」及び「預

り税金
 り雇用保険料
 費
 費

別表「温泉事業会計勘定科目表」の「資産」の「1 固定資産」の表中「長期前払

費用」及び「長期前払費用
 破産更生債権等

破産債権、再生債権、更生債
 他これらに準ずる債権であつ
 年以内に弁済を受けることが
 いことが明らかなもの。

権その
 て、1
 できな
 「
 (何)
 特定収入仮払消
 費税及び地方消
 費税
 「 (何)
 立替金
 特定収入仮払消
 費税及び地方消
 費税

「
 (何)
 特定収入仮払消
 費税及び地方消
 費税

「
 (何)
 立替金
 特定収入仮払消
 費税及び地方消
 費税

第十六条中「会議録」を「議事録」に改め、同条を第十四条とする。
第十七条第一項を次のように改める。

教育長は、議事録を教育委員会の事務局の職員に作成させるものとする。

第十七条第二項中「会議録」を「議事録」に、「委員長及び教育長」を「教育長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条第二項に規定する委員」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。
3 議事録は、公表する。ただし、第十三条第一項ただし書の規定により秘密会とした場合については、この限りでない。

第十八条中「会議録」を「議事録」に、同条第八号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十七条とする。

（山梨県教育委員会傍聴人規則の一部改正）

第三条 山梨県教育委員会傍聴人規則（昭和三十一年山梨県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第六条から第八条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

（山梨県教育委員会委任規則の一部改正）

第四条 山梨県教育委員会委任規則（昭和三十一年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「基いて教育委員会」を「基づき、教育委員会」に改める。

第二条第五号中「教育長及び教育庁並びに」を「教育庁及び」に改め、同条第八号及び第十号中「基く」を「基づく」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（委任事務の報告）

第三条 教育長は、前条の規定により委任された事務の管理及び執行の状況のうち必要があると認められるもの及び教育委員会から報告を求められたものについては、教育委員会に報告しなければならない。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

第五条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第二十八条を削る。

（山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正）

第六条 山梨県教育委員会事務決裁規則（平成十三年山梨県教育委員会規則第二号）の

一部を次のように改正する。

第二条第四号中「山梨県立図書館設置条例（昭和二十五年山梨県条例第五十七号）」を「山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）」に、同条第九号中「山梨県立図書館設置条例」を「山梨県立図書館設置及び管理条例」に改める。

第三条第六号中「規定に基づく知事の権限に属する事務の委任及び補助執行（重要なものに限る。）」を「規定により委任を受けた事務」に改める。

第五条の表の第三項中「補助教員」を「補助教職員」に改め、「という。」を削り、同表第五項中「補助教員」を「補助教職員」に改める。

第十二条中「認められるもの」の下に「及び教育委員会から報告を求められたもの」を加える。

（山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則の一部改正）

第七条 山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則（平成二十四年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第三条第一項」を「第三条」に改め、「又は同法第四条の規定による再委託」を削り、同条第十号中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の場合においては、第一条の規定による改正後の山梨県教育委員会公告式規則第二条の規定は適用せず、第一条の規定による改正前の山梨県教育委員会公告式規則第二条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の山梨県教育委員会会議規則第二条から第十七条までの規定は適用せず、同条の規定による改正前の山梨県教育委員会会議規則第二条から第十九条までの規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第二条第一項の場合においては、第三条の規定による改正後の山梨県教育委員会傍聴人規則第四条第三号及び第六条から第八条までの規定は適用せず、第三条の規定による改正前の山梨県教育委員会傍聴人規則第四条第三号及び第六条から第

八条までの規定は、なおその効力を有する。

5 改正法附則第二条第一項の場合においては、第四条の規定による改正後の山梨県教育委員会委任規則第二条第五号及び第三条の規定は適用せず、第四条の規定による改正前の山梨県教育委員会委任規則第二条第五号の規定は、なおその効力を有する。

6 改正法附則第二条第一項の場合においては、第五条の規定による改正前の山梨県教育委員会組織規則第二十八条の規定は、なおその効力を有する。

7 改正法附則第二条第一項の場合においては、第六条の規定による改正後の山梨県教育委員会事務決裁規則第三条第六号の規定は適用せず、第六条の規定による改正前の山梨県教育委員会事務決裁規則第三条第六号の規定は、なおその効力を有する。

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 石川 洋 司

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は参事」を「、参事又は学力向上対策監」に改め、「、技術指導監」を削り、「文化財指導監」の下に「、地域学力向上推進幹」を加える。

別表第一を次のように改める。
別表第一(第一条関係)

各機関	職員	職
県教育委員会事務局	県教育委員会事務局事務職員	教育次長、次長、課長、室長、所長、副所長、総括課長補佐、課長補佐、室長補佐、理事、文化振興

県立図書館

県立図書館事務職員

館長、副館長、次長、課長、参事、司書幹、主幹、副主幹、主査、副主査、主任

主事

司書

県立図書館技術職員

技師

監、参事、学力向上対策監、人事管理監、義務教育指導監、高校教育指導監、文化財指導監、地域学力向上推進幹、企画調整主幹、主幹、副主幹、主査、副主査、管理主事、社会教育主事、体育主事、学芸員、主任、主事、司書、文化財主事、専門員

県教育委員会事務局技術職員

課長、所長、課長補佐、室長補佐、参事、施設管理監、主幹、副主幹、主査、副主査、主任、技師、専門員

県教育委員会事務局指導主事

指導主事

指導主事

指導主事

技師

専門員

県立図書館技術職員

技師

県立文学館	県立考古博物館	県立博物館	県立美術館
県立文学館事務職員	県立考古博物館事務職員	県立博物館事務職員	県立美術館事務職員
館長、副館長、学芸幹、課長 参事、主幹、副主幹、主査、副主査 学芸員 教育主事	館長、副館長、次長、課長 参事、主幹、副主幹、主査、副主査 主任 学芸員 教育主事 主事 専門員	館長、副館長、学芸幹、課長、参事、主幹、副主幹、主査、副主査 主任 学芸員 教育主事 主事 専門員	館長、副館長、学芸幹、課長 参事、主幹、副主幹、主査、副主査 主任 学芸員 教育主事 主事 専門員

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）
第二条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

県立学校	県立学校事務職員	県総合教育センター 職員	県立文学館技術職員
県立学校技術職員	主任栄養士、栄養士、専門員	県総合教育センター技術職員	技師 専門員
主任栄養士、栄養士、専門員	事務長、事務次長 副主幹 主査 副主任 主任 主事 司書 専門員	技師 専門員	主任 主事 司書 専門員

第四条の二の表中スポーツ健康課の項を削る。
第十一条第十四号中「山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター」を削り、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 国民体育大会冬季大会及び全国高等学校総合体育大会の開催に関する事
第十二条第八号の次に次の一号を加える。

九 山梨近代人物館に関する事
第十三条の二を削る。

第二十一条第二項中「参事」の下に「学力向上対策監」を加え、「主幹又は副主席を置く。」を「又は主幹を置く。」に改める。

第二十二条第二項中「技術指導監」を削る。
第二十三条第二項中「副所長」の下に「及び地域学力向上推進幹」を加える。

附則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

山梨県教育委員会
委員長 石川洋司

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則
山梨県学校職員給料支給規則（昭和二十八年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十七年十一月山梨県条例第四十号。以下「給与条例」という。）第二条の規定による」を「昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「給与条例」という。）第二条に規定する」に改める。

第二条中「月の第三土曜日」及び「月の第二土曜日若しくは第三土曜日」を「土曜日」に改める。

第四条第一項第二号中「の承認を受け」を「を始め」に改め、同項第三号中「の規定により育児休業の承認（以下「育児休業の承認」という。）を受け、又は育児休業期間」を「に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）を始め、又は育児休業」に改め、同項第六号中「大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六号第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）」を「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六号第一項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）」に改め、同項第七号を次のように改める。

山梨県公報号外 第二十五号 平成二十七年三月三十一日

七 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
第四条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
第四条第二項中「の承認を受け」を「を取得し、育児休業をし」に改め、「育児休業の承認を受け」を削り、「の承認を受け、又は」を「をし、配偶者同行休業をし、又は」に改める。

第五条中「の承認を受け、育児休業の承認を受け」を「を取得し、育児休業をし」に、「の承認を受け、停職」を「をし、配偶者同行休業をし、停職」に改める。

附則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第六号
山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

山梨県教育委員会
委員長 石川洋司

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則（昭和六十二年山梨県教育委員会規則第八号）を次のとおり改正する。

第二条中「山梨県立なかとみ青少年自然の里又は」を削る。
別記様式中「山梨県立なかとみ青少年自然の里」を「山梨県立ゆずりはら青少年自然の里」に改める。

附則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第七号
山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

山梨県公報号外 第二十五号 平成二十七年三月三十一日

委員 長 石 川 洋 司
山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則（平成七年山梨県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第八号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員 長 石 川 洋 司

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立桂高等学校の項中

山梨県都留市四日市場九
〇九番地

を

山梨県都留市
七番一号

上谷五丁目

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員 長 石 川 洋 司

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

山梨県教育委員会公印規程（昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号）の一部を次

のように改正する。

第六条中「、教育委員長印、教育委員長職務代理者印」を削る。
別表中教育委員長印及び教育委員長職務代理者印の項を削る。

附 則

（施行期日）
1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
（旧教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、本告示の規定による改正後の山梨県教育委員会公印規程第六条及び別表の規定は適用せず、本告示の規定による改正前の山梨県教育委員会公印規程第六条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー

県 立 図 書 館

県 立 美 術 館

県 立 博 物 館

県 立 考 古 博 物 館

県 立 文 学 館

県 総 合 教 育 セ ン タ ー

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員 長 石 川 洋 司

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

山梨県教育事務所処務規程（昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「副所長」の下に「、地域学力向上推進幹」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長

石川 洋 司

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項第二号及び第三十条第二号中「企画部」を「企画県民部」に改める。

別表第一の表中 「新しい学校づくり推進室」 「教新学」 「教全総」 「教新学」 を「

全国高校総体推進室

教新学

新しい学校づくり推進室

一教新学

」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー

県 立 図 書 館

県 立 美 術 館

県 立 博 物 館

県 立 考 古 博 物 館

県 立 文 学 館

県 立 文 学 館

県 立 文 学 館

県 立 文 学 館

教育長の職務代理者に関する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長

阿部 邦彦

教育長の職務代理者に関する規程

(目的)

第一条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条第二項に規定するあらかじめ教育長が指名する委員（以下「教育長職務代理者」という。）に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務代理者)

第二条 教育長は、就任の順位を定めて、二人以上の教育長職務代理者を指名する。

2 教育長は、教育長職務代理者を指名したときは、教育委員会の会議において報告するものとする。

(教育次長による決裁)

第三条 教育長職務代理者は、その職務を行うため必要があるときは、山梨県教育委員会委任規則（昭和三十二年山梨県教育委員会規則第七号）第二条の規定により教育長に委任された事務のうち教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）第四条から第九条に掲げるものを除いた事務及び山梨県教育委員会事務決裁規則（平成十三年山梨県教育委員会規則第二号）第三条に規定する事務を教育長職務代理者に代わって教育次長限りで決裁させることができる。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条第一項の場合においては、改正法第四条第一項の規定による改正法第十三条第一項の教育長が任命された日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

庁 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長

阿部 邦彦

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「参事」の下に「、学力向上対策監」を加え、「主幹及び副主幹」を「及び主幹」に改め、同条第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定により補助執行することとされた事務に関すること。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正前の教育次長等専決規程第二十二号の規定は、なおその効力を有する。

人事委員会

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石 川 善 一

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務専決規程（昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「通知」を「公告、通知」に改め、「回答」の下に「、報告」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 人事行政の運営の状況及び業務の状況の報告に関すること。

第二条第一項第八号中「並びに」を「及び」に改め、同項第十号中「提示」の下に「及び通知」を加え、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 人事委員会を置く他の地方公共団体に属する職又は国家公務員の職に現に正式に任用されている者をもつて補充しようとする職への採用選考に関すること。

十三 職員が公務上の負傷又は疾病により死亡した場合の昇任選考に関すること。

第二条第一項第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 措置要求書及び不服申立書の不備の補正の命令及び職権による不備の補正に關すること。

十三の三 職員の苦情の処理に關すること。

第二条第一項第十四号中「規定に基づく」を「規定による」に改め、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 職員給与条例の規定による任命権者との協議に關すること。

第二条第一項第二十五号中「号給」を「号給の基準」に改め、同項第二十六号中「協議」を「基準の承認」に改め、同項中第二十八号の四を第二十八号の五とし、第二十八号の三を第二十八号の四とし、第二十八号の二を第二十八号の三とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

第二十八号の二 昇給の号給数の別段の取扱いの協議に關すること。

第二条第一項第二十九号を次のように改める。

二十九 外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員が職務復帰した場合及び生命をととして職務を遂行し危篤等となつた場合の昇格の承認に關すること。

第二条第一項第三十一号の二中「派遣職員」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員」に改め、同項第三十三号を次のように改める。

三十三 給与規則の給料に關する章の規定により難い場合の措置の承認に關すること（輕易なものに限る。）。

第二条第一項第三十四号中「一般の職員の給与の支給割合」を「職員の派遣期間の協議並びに給与の不支給及び支給割合」に改め、同項第三十四号の二の次に次の一号を加える。

三十四の三 自己啓発等休業をした職員の職務復帰時における号給の調整の承認に關すること。

第二条第一項第三十七号及び第三十八号を次のように改める。

三十七 事務局職員に係る次の事項に關すること。

- イ 採用、転任、出向、昇任及び退職の発令（副主査以上の職員を除く。）
- ロ 兼職、休職、復職、無給休暇、職務復帰、補職、研修及び自己啓発等休業の発令

ハ 修学部分休業の承認

ニ 営利企業等の従事許可

ホ 育児休業等の承認及びその取消し

ヘ 臨時的任用（二月を超える期間のもの）

ト 昇給及び昇格

チ 退職手当の裁定

三十八 事務局長及び次長に係る次の事項に関すること。

イ 旅行の命令及びその復命の受理

ロ 年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。以下同じ）、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替（四時間の勤務時間の割振り変更を含む。以下同じ。）

ハ 時間外勤務及び休日勤務（休日の代休日を含む。以下同じ。）の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定

第二条第一項第三十九号から第四十一号までを削り、同項第四十二号中「執行」の下に「及び前各号に準ずる事項」を加え、同号を第三十九号とし、同条第二項第一号中「通知」を「公告、通知」に、「総括次長補佐専決事項」を「事務局長専決事項、総括次長補佐専決事項」に改め、同項第二号中「総括次長補佐専決事項」を「事務局長専決事項、総括次長補佐専決事項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 証明事務に関すること（総括次長補佐専決事項を除く。）。

第二条第一項第五号中「並びに」を「及び」に改め、同項第七号中「通知」を「通知の受理」に改め、同項第九号から第十六号までを次のように改める。

九 行政文書の開示の決定に関すること。

十 個人情報開示の訂正及び利用停止の決定に関すること。

十一 事務局職員に係る次の事項に関すること。

イ 事務分掌の決定

ロ 身分証明書及び職員き章の交付

ハ 臨時的任用（二月以内の期間のもの）

十二 総括次長補佐に係る次の事項に関すること。

イ 旅行の命令及びその復命の受理

ロ 年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替

ハ 時間外勤務及び休日勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定

十三 金額百万円以上一千万円未満の収入の決定に関すること。

十四 金額百万円以上一千万円未満の支出負担行為の決定に関すること。

十五 収入の通知及び支出の命令に関すること（総括次長補佐専決事項を除く。）。

十六 目節の流用に関すること。

第二条第二項中第十七号から第十九号までを削り、第二十号を第十七号とし、同条第三項を次のように改める。

3 総括次長補佐は、次に掲げる事項について専決する。

一 軽易な事項に関する通知、申請、照会、回答、報告、届出及び進達並びに報告及び届出の受理に関すること（次長補佐専決事項を除く。）。

二 軽易な証明事務に関すること。

三 事務局職員に係る次の事項に関すること。

イ 扶養親族の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定

ロ 児童手当の認定

四 事務局職員（事務局長、次長及び総括次長補佐を除く。）に係る次の事項に関すること。

イ 旅行の命令及びその復命の受理

ロ 年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替

ハ 時間外勤務及び休日勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定

五 金額百万円未満の収入の決定に関すること。

六 金額百万円未満の支出負担行為の決定に関すること。

七 金額百万円未満の収入の通知及び支出の命令に関すること。

第三条第一項中「事務局長」の下に「次長、総括次長補佐及び次長補佐」を加え、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「委員会」の下に「又は上司」を加える。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第五号

平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則（趣旨）

第一条 この規則は、山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十五号。以下「改正職員給与条例」という。）附則第五条、山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平

成二十六年山梨県条例第八十六号。以下「改正学校職員給与条例」という。）附則第五号及び山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十七号。以下「改正警察職員給与条例」という。）附則第五号（第四条、第五条及び第六条において「改正職員給与条例附則第五条等」という。）の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（改正職員給与条例附則第五条第一項等の人事委員会規則で定める職員）

第二条 改正職員給与条例附則第五条第一項、改正学校職員給与条例附則第五条第一項及び改正警察職員給与条例附則第五条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号）別表第七に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。）をした職員
- 二 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員
- 三 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（山梨県職員の給与に関する規則第二十八条、山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第八号）第二十五条、山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第九号）第二十二号、山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）第八条、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）トにおいて「公益的法人等派遣条例」という。）第六条又は山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山梨県条例第六十号）第十条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。）をされたもの

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

ロ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。次項及び次条第四項イにおいて「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間

ホ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「職員勤務時間条例」という。）第十一条第一項に規定する傷病休暇、介護休暇又は無給休暇の承認を受けていた期間

ヘ 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第十二条第一項に規定する傷病休暇、介護休暇又は無給休暇の承認を受けていた期間

ト 公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

チ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

リ 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例第三条に規定する自己啓発等休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に再任用職員異動（地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員について行う職員勤務時間条例第二条又は学校職員勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員

六 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会のできるこれに準ずる職員を含む。）

（改正職員給与条例附則第五条第二項等の規定による給料の支給）

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正職員給与条例附則第五条第二項、改正学校職員給与条例附則第五条第二項及び改正警察職員給与条例附則第五条第二項（次項及び次条において「改正職員給与条例附則第五条第二項等」という。）の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないもの

とした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第六号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 改正職員給与条例第二条の規定による改正前の職員給与条例（次号において「改正前の職員給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表、改正学校職員給与条例第二条の規定による改正前の学校職員給与条例（次号において「改正前の学校職員給与条例」という。）別表第一から別表第三までの給料表及び改正警察職員給与条例第二条の規定による改正前の警察職員給与条例（次号において「改正前の警察職員給与条例」という。）別表の給料表又は改正職員給与条例第四条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第七条第一項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（口において「切替前給料表による給料月額」という。）に、職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項（育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の職員給与条例別表第一から別表第四まで、改正前の学校職員給与条例別表第一から別表第三まで及び改正前の警察職員給与条例別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（口において「切替前の再任用給料月額」という。）

ロ 当該再任用職員異動後において地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、職員勤務時間条例

第二条第三項又は学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

六 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由当該職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正職員給与条例附則第五条第二項等の規定による給料として支給する。

（改正職員給与条例附則第五条第三項等の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額を、改正職員給与条例附則第五条第三項、改正学校職員給与条例附則第五条第三項及び改正警察職員給与条例附則第五条第三項（次項において「改正職員給与条例附則第五条第三項等」という。）の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとすれば支給されることとなる改正職員給与条例附則第五条第二項等の規定による給料の額に相当する額を、改正職員給与条例附則第五条第三項等の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第五条 改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料の額に一円未満の端数がある

ときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第六条 改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料の支給については、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができるとする。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第六号

山梨県職員の平成二十七年四月一日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

山梨県職員の平成二十七年四月一日における号給の調整に関する規則

(平成二十七年四月一日において号給の調整を行う職員)

第一条 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第五十四号)附則第五項の調整考慮事項及び平成二十六年四月一日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員は、平成二十七年四月一日(以下「調整日」という。)において平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員とする。

2 前項の平成十九年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成十九年一月一日において山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第三号。以下「平成十八年改正県職員給与規則」という。)附則第七項の規定により読み替えられた山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第三号。以下「平成十九年改正県職員給与規則」という。)による改正前の山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)第二十三条の五若しくは平成十八年改正県職員給与規則附則第九項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正県職員給与規則附則第七項中「第二十三条の五第一項、第三項第一号」とあるのは「第二十三条の五第三項第一号」と、「同条第一項中「定める号給数」

とあるのは「定める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE(条例第八条の五第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE)」と、同条第三項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、同規則附則第九項中「相当する数から一を減じて得た数に、切替日」とあるのは、「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は平成十八年改正県職員給与規則附則第六項、同規則附則第十項ただし書の規定により号給を決定された職員(次に掲げる職員を除く。)

イ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号。以下「規則」という。)第二十二條第四項(同規則第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十六條第三項又は第二十九条の二の規定により号給を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)

ロ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない規則別表第七に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員

ハ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(以下「個別承認職員」という。)

ニ 平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において、休職にされていた期間、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間又は山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山梨県条例第六十号)第二条の規定により休業をしていた期間(以下「休職等期間」という。)がある職員のうち人事委員会が定めるもの

ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
二 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除

く。

イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則附則第五項

(平成十九年改正県職員給与規則附則第四項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則附則第五項、平成二十三年四月一日における号給の調整に関する規則(平成二十三年山梨県人事委員会規則第四号。以下「平成二十三年調整規則」という。)) 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則附則第五項及び山梨県職員給与規則(平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則(平成二十六年山梨県人事委員会規則第一号。以下「平成二十六年県職員調整規則」という。)) 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則附則第五項(以下この項において「平成十八年改正県職員給与規則第五項」という。))の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成十九年一月一日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となつた者)にあつては、平成十八年十一月一日(平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する特定職員)にあつては、同年十月一日)前となるもの

ロ 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十六年山梨県人事委員会規則第九号) 第七条の規定により号給を決定された職員(以下「初任給均衡決定職員」という。))のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に規則第二十条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となつた者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となつた日の翌日から調整日まで)の間に上位資格取得等職員となつた職員及び個別承認職員となつた職員を除く。

四 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となつた職員(上位資格取得等職員となつた日の翌日から調整日まで)の間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となつた職員を除く。))のうち、規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正県職員給与規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成十九年一月一日(平成二十二年一月一日以後に規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定により号給を決定された職員)にあつては、平成十八年十一月一日(平成十八年改正

県職員給与規則附則第五項に規定する特定職員)にあつては、同年十月一日)前となる職員及び規則第二十九條の二の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員、平成十九年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となつた職員及び平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。))

イ 平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となつた者以外の者であつて、平成十八年十二月三十一日に当該給料表異動等(当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。))があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となつた者(人事交流等により新たに職員となつた者を除く。第三項第五号ロ及び第四項第五号ロにおいて同じ。))であつて、当該新たに職員となつた日から当該給料表異動等の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となつた職員(個別承認職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員を除く。))のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

3 第一項の平成二十年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十年一月一日において山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成二十年山梨県人事委員会規則第三十二号。以下「平成二十年改正県職員給与規則」という。))による改正前の山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号) 第二十三條の五の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなつた職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十九年改正県職員給与規則附則第四項の規定による改正後の平成十八年改正県職員給与規則附則第八項(以下「平成十八年改正県職員給与規則第八項」という。))の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は同条第五項ただし書の規定により号給を決定された職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員、給料表異動等をした職員及び個別承認

認職員となった職員、平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。

二 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則第五項（平成二十三年調整規則附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則第五項及び平成二十六年県職員調整規則附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則第五項を含む。以下「平成十八年改正県職員給与規則第五項」という。）の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する採用日から平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十年一月一日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十九年十一月一日（平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となるもの）
ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に規則第二十条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正県職員給与規則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する採用日から平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成十九年十一月一日（平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前と

なる職員及び規則第二十九條の二の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成二十年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成十九年十二月三十一日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成二十年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

4 第一項の平成二十一年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十一年一月一日において規則第二十三條の五の規定により号給を決定された職員又は同條の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正県職員給与規則第八項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は規則第二十三條の五ただし書の規定により号給を決定された職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）

二 平成二十一年一月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成十八年改正県職員給与規則第五項の規定により号給を決定された職員

であつて、平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となつた者にあつては、平成二十年十一月一日（平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となるもの）

口 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に規則第二十条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となつた者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員及び個別承認職員となつた職員を除く。）

四 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となつた職員（上位資格取得等職員となつた日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となつた職員を除く。）のうち、規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正県職員給与規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成二十年十一月一日（平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となる職員及び規則第二十九條の二の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの）

五 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員、平成二十一年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となつた職員及び平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間ににおいて休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となつた者以外のものであつて、平成二十年十二月三十一日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となつた者であつて、当該新たに職員となつた日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務

に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に、個別承認職員となつた職員（個別承認職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

第二条 平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となつた職員を除く。）であつて、平成十八年四月二日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたものうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。（この規則により難い場合の措置）

第三条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができ

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「者」の下に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 平成二十七年四月一日以後に新たに職員となつた者 平成十九年一月一日

山梨県人事委員会規則第七号

山梨県学校職員の平成二十七年四月一日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

山梨県学校職員の平成二十七年四月一日における号給の調整に関する規則

(平成二十七年四月一日において号給の調整を行う職員)

第一条 山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第五十五号)附則第五項の調整考慮事項及び平成二十六年四月一日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める教育職員は、平成二十七年四月一日(以下「調整日」という。)において平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員とする。

2 前項の平成十九年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成十九年一月一日において山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第四号。以下「平成十八年改正学校職員給与規則」という。)附則第五項の規定により読み替えられた山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第四号。以下「平成十九年改正学校職員給与規則」という。)による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)第二十条の五若しくは平成十八年改正学校職員給与規則第七項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正学校職員給与規則第五項中「第二十条の五第一項、第三項第一号」とあるのは「第二十条の五第三項第一号」と、「同条第一項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE(条例第八号第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE)」と、「同条第三項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、同規則附則第七項中「相当する数から一を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は平成十八年改正学校職員給与規則附則第四項、同規則附則第八項ただし書の規定により号給を決定された職員(次に掲げる職員を除く。)
- イ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号。以下「規則」という。)第二十条第四項、第二十三条第三項又は第二十六条の二の規定により号給を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)
- ロ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員
- ハ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給

を決定された職員(以下「個別承認職員」という。)

- 二 平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により休業していた期間、休職にされていた期間、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間又は山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山梨県条例第六十号)第二条の規定により休業をしていた期間(以下「休職等期間」という。)がある職員のうち人事委員会が定めるもの
- ホ イから二までに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
- 二 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

- イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則第三項(平成十九年改正学校職員給与規則第四項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則第三項、平成二十三年四月一日における号給の調整に関する規則(平成二十三年山梨県人事委員会規則第四号。以下「平成二十三年調整規則」という。)附則第三項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則第三項及び山梨県学校職員の平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則(平成二十六年山梨県人事委員会規則第二号。以下「平成二十六年学校職員調整規則」という。)附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則第三項を含む。以下この項において「平成十八年改正学校職員給与規則第三項」という。)の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則第三項に規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則第三項に規定する調整年数を遡った日が平成十九年一月一日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十八年十一月一日(平成十八年改正学校職員給与規則第三項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となるもの)
- ロ 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十六年山

梨県人事委員会規則第九号) 第七条の規定により号給を決定された職員(以下「初任給均衡決定職員」という。)のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

四 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、規則第二十条第四項又は第二十三条第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する調整年数を遡つた日が平成十九年一月一日(平成二十二年一月一日以後に規則第二十条第四項又は第二十三条第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成十八年十一月一日(平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となる職員及び規則第二十六条の二の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの)

五 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成十九年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成十八年十二月三十一日に当該給料表異動等(当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。)があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。第三項第五号ロ及び第四項第五号ロにおいて同じ。)であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げ

る職員に該当することとなるもの

六 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

3 第一項の平成二十年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十年一月一日において山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成二十年山梨県人事委員会規則第三十三号。以下「平成二十年改正学校職員給与規則」という。)による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)第二十三条の五の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十九年改正学校職員給与規則附則第四項の規定による改正後の平成十八年改正学校職員給与規則附則第六項(以下「平成十八年改正学校職員給与規則附則第六項」という。)の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は同条第五項ただし書の規定により号給を決定された職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。)

二 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項(平成二十三年調整規則附則第三項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項及び平成二十六年学校職員調整規則附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則附則第五項を含む。以下「平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項」という。)の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十年一月一日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者)にあつては、平成十九年十一月一日(平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続きいて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第二十条第四項又は第二十三条第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定する調整年数を遡った日が平成二十年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十条第四項又は第二十三条第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成十九年十一月一日（平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となる職員及び規則第二十六条の二の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの）

五 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成二十年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成十九年十二月三十一日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成二十年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

4 第一項の平成二十一年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十一年一月一日において規則第二十条の五の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなつた職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正学校職員給与規則附則第六項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は同条第五項ただし書の規定により号給を決定された職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）

二 平成二十一年一月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において新たに職員となつた者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となつた職員を除く。）

イ 平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定する調整年数を遡った日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となつた者にあつては、平成二十年十一月一日（平成十八年改正学校職員給与規則第三項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となるもの）

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続きいて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となつた職員（上位資格取得等職員となつた日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となつた職員を除く。）のうち、規則第二十条第四項又

は第二十三条第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十条第四項又は第二十三条第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成二十年十一月一日（平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日））前となる職員及び規則第二十六条の二の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十一年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成二十年十二月三十一日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となつた職員（個別承認職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

第二条 平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となつた職員を除く。）であつて、平成十八年四月二日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたものうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。
（この規則により難い場合の措置）

第三条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則

（施行期日）

一 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

二 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「者」の下に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 平成二十七年四月一日以後新たに職員となつた者 平成十九年一月一日

山梨県人事委員会規則第八号

山梨県警察職員の平成二十七年四月一日における号給の調整に関する規則を次のように定める

平成二十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

山梨県警察職員の平成二十七年四月一日における号給の調整に関する規則（平成二十七年四月一日において号給の調整を行う職員）

第一条 山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十五年山梨県条例第五十六号）附則第五項の調整考慮事項及び平成二十六年四月一日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員は、平成二十七年四月一日（以下「調整日」という。）において平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員とする。

2 前項の平成十九年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成十九年一月一日において山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第五号。以下「平成十八年改正警察職員給与規則」という。）附則第七項の規定により読み替えられた山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年山梨県人事委員会規則第五号。以下「平成十九年改正警察職員給与規則」という。）による改正前の山梨県警察職

員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）第十九条の四若しくは平成十八年改正警察職員給与規則附則第九項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正警察職員給与規則附則第七項中「第十九条の四第一項、第三項第一号」とあるのは「第十九条の四第三項第一号」と、「同条第一項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE（条例第八条の四第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE）」と、「同条第三項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、同規則附則第九項中「相当する数から一を減じて得た数に、切替日」とあるのは、「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は平成十八年改正警察職員給与規則附則第六項、同規則附則第十項ただし書の規定により号給を決定された職員（次に掲げる職員を除く。）

イ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号。以下「規則」という。）第二十一条の二第三項又は第二十四条の規定により号給を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

ロ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（以下「個別承認職員」という。）

ハ 平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において、休職にされた期間、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間又は山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山梨県条例第六十号）第二条の規定により休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち人事委員会が定めるもの

ニ イからハまでに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
二 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得

等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項（平成十九年改正警察職員給与規則附則第四項の規定による改正前の平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項、平成二十三年四月一日における号給の調整に関する規則（平成二十三年山梨県人事委員会規則第四号。以下「平成二十三年調整規則」という。）附則第四項の規定による改正前の平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項及び山梨県警察職員の平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則（平成二十六年山梨県人事委員会規則第三号。以下「平成二十六年警察職員調整規則」という。）附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項を含む。以下この項において「平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項」という。）の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十九年一月一日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者）にあつては、平成十八年十一月一日（平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となるもの

ロ 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成十六年山梨県人事委員会規則第九号）第七条の規定により号給を決定された職員（以下「初任給均衡決定職員」という。）のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号、第二号及び第四号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第二十一条の二第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成十九年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十一条の二第三項の規定により号給を決定された職員）にあつては、平成十八年十一月一日（平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する特定職員）にあつて

は、同年十月一日）前となる職員及び規則第二十四条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

3 第一項の平成二十年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十年一月一日において山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年山梨県人事委員会規則第三十四号。以下「平成二十年改正警察職員給与規則」という。）による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）第十九条の四の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十九年改正警察職員給与規則附則第四項の規定による改正後の平成十八年改正警察職員給与規則附則第八項（以下「平成十八年改正警察職員給与規則附則第八項」という。）の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は同条第五項ただし書の規定により号給を決定された職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、個別承認職員となつた職員及び平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）

二 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員及び個別承認職員となつた職員を除く。）

イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項（平成二十三年調整規則附則第四項の規定による改正前の平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項及び平成二十六年警察職員調整規則附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項を含む。以下「平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項」という。）の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十年一月一日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となつた者）にあつては、平成十九年十一月一日（平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号、第二号及び第四号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となつた者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員及び個別承認職員となつた職員を除く。）

四 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となつた職員（上位資格取得等職員となつた日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となつた職員を除く。）のうち、規則第二十一条の二第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十一条の二第三項の規定により号給を決定された職員）にあつては、平成十九年十一月一日（平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する特定職員）にあつては、同年十月一日）前となる職員及び規則第二十四条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となつた職員（個別承認職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

4 第一項の平成二十一年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十一年一月一日において規則第十九条の四の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正警察職員給与規則附則第八項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は規則第十九条の四ただし書の規定により号給を決定された職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員、個別承認職員となつた職員及び平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）

二 平成二十一年一月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において新たに職員となつた者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となつた日の翌日から調整日

までの間に上位資格取得等職員となった職員、個別承認職員となった職員を除く。）
イ 平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成二十年十一月一日（平成十八年改正警察職員給与規則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となるもの）

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号、第二号及び第四号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第二十一条の第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十一条の第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成二十年十一月一日（平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となる職員及び規則二十四条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの）

五 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

第二条 平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であつて、平成十八年四月二日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたものうち人事委員会の定める職

員については、人事委員会の定めるところにより、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。
（この規則により難い場合の措置）

第三条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則

（施行期日）

一 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

二 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「者」の下に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 平成二十七年四月一日以後に新たに職員となった者 平成十九年一月一日

山梨県人事委員会規則第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十一条第七項の規定に基づき、教育長の営利企業等の従事制限に関する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 石川善一

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則
（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の教育長の営利企業等の従事制限に関し、必要な地位を定めることを目的とする。

（制限される地位）

第二条 法第十一条第七項に規定する教育長が教育委員会の許可を受けなければ兼ねてはならない地位は、同項に規定する役員のほか、次に掲げるものとする。

一 顧問

二 相談役

三 評議員

四 その他前各号に掲げるものに準ずる地位

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（山梨県職員の給与に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十一年山梨県人事委員会規則第七号）

の一部を次のように改正する。

第三十条第四項を削る。

第三十七条の二第二項を削り、同条第一項中「条例第二十九条の二第二項」を「条例第二十九条の二第三項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十九条の二第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第三十七条の二第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

第三十七条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、別表第十二に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

3 条例第二十九条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、別表第十二に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

イ 一種 六千円

ロ 二種 五千五百円

ハ 三種 五千円

ニ 四種 四千五百円

ホ 五種 四千円

ヘ 六種 三千五百円

ト 七種 三千円

チ 八種 二千五百円

4 条例第二十九条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした当該職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

別表第四の二の項第一号中22を23とし、14から21までを15から22までとし、13の次に次のように加える。

14 歯科技工士法第十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程（「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。）の卒業

別表第四の二の項第二号15中「養成所」の下に「の課程」を、「卒業」の下に「短大卒の欄第一号14に規定するものを除く。」を加える。

別表第四の三の項第二号中8を削る。

別表第八の二の表2級の欄中

Table with 2 columns: 33, 34, 34, 34, 35, 35, 35, 36, 36, 36, 36, 37

37, 38, 38, 39, 39, 40, 40, 41

Table with 2 columns: 34, 34, 35, 35, 36, 36, 37, 38, 39

40, 41, 41, 42, 42, 43, 43, 44, 44, 45

Table with 2 columns: 34, 34, 35, 35, 36, 36, 37, 38, 39

69, 69, 69, 70, 70, 71, 71, 71, 72, 73, 74, 75

Table with 2 columns: 68, 68, 69, 69

69, 69, 69, 70, 70, 71, 71, 72, 73, 74, 75

Table with 2 columns: 51

51, 51, 51, 52, 52, 52, 52, 53, 53, 53, 53

Table with 2 columns: 51, 51, 51, 51

を

Table with 2 columns: 50, 50, 50, 50, 51, 51, 51, 51, 51, 51, 51

51, 51, 52, 52, 52, 52, 53

Table with 2 columns: 30, 30, 30, 31, 31

31, 32, 32, 32, 33, 33, 33, 34, 34, 34, 34, 35, 35, 35, 36, 36

36, 37

Table with 2 columns: 29, 30, 30, 30, 31, 31

31, 31, 31, 31, 31, 31, 31, 31, 32, 32, 32, 32, 32, 32, 32, 32, 32, 32, 32, 32

32, 32, 33, 33, 34, 34, 35

Table with 2 columns: 29, 29, 29, 29, 29

30, 30, 30, 31, 31, 31, 31, 32, 32, 33

Table with 2 columns: 28, 29, 29, 29, 29, 29

30
30
30
30
30
31
31
31
31
31
に改め、同表9級の欄中

14
15
15
15
15
16
16
16
16
17
を

15
15
15
15
16
16
に改める。

別表第八の二ハの表2級の欄中

34
35
36
37
38
38
39
39
40
に、

43
43
44
44
44
45
46
46
47
47
48
48
49
に改め、同表6級の欄中

44
46
46
47
47
48
48
49
に改め、同表7級の欄中

28
28
29
29
29
30
30
31
を

27
27
27
27
27
27
28
28
28
に改める。

別表第八の二ニの表6級の欄中

44
44
44
44
45
45
45
を

43
43
43
43
44
44
44
に改め、同表7級の欄中

39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
を

37
37
37
37
38
38
38
38
39
39
39
に改める。

別表第八の二ホの表2級の欄中

21
22
22
23
23
24
24
25
26
27
に、

42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
に改め、同表5級の欄中

39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
に改める。

別表第八の二ヘの表2級の欄中

31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
38
38
39
39
40
に、

24
25
26
27
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
34
35
35
21
22
22
23
23
24

41
42
43
に、

51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
54
54
54
54
54
54
54
54
54
54
55

55
55
55
56
56
56
56
57
57
57
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
58

58
58
59
59
59
59
59
60
を

48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
51
52
52
52
52
52
52
52
52
52
53

57
57
57
57
58
58
58
59
59
59
59
59
59
に改め、同表5級の欄中

51
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
53
を

50
50
50
50
51
51
51
51
51
51
51
51
51
に改め、同表6級の欄中

34
35
35
35
35
36
36
36
36
37
を

29
30
30
30
30
30
31
31
31
31

55	50	59	56	51	41	32	45	35	別表第四の二ハの表2級の欄中	150	94	74			20	欄中	81
55	50	59	56	51	41	32	45	36		151	95	75			20		81
55	51	59	56	52	42	32	45	36		152	95	75			21	21	81
55	51	59	56	52	42	33	46	37		153	95	75			21	21	81
56	51	60	56	53	43	33	46	37		154	96	75			21	21	82
56	52	60	57	53	43	34	46	37		155	96	75			21	22	82
56	52	60	57	53	44	34	47	38		156	96	76			21	22	82
56	52	60	57	53	44	35	47	38		157	97	76			22	22	82
56	53	60	57	53	45	35	47	39	30						22	23	83
57	53	60	57	54	45	36	48	40	30						22	23	83
57	53	61	58	54	46	36		40	31						22	24	83
57	53	61	58	54	46	37	を	41	31						22	24	83
57	53	62	58	54	47	37		41	32						23	25	84
57	54	62	58	54	47	38	29	42	32						23	25	84
57	54	63	58	55	47	38	30	42	32						23	26	
58	54	を	58	55	に、	39	30	43	33						に改め、同表に	26	に改め、同表4級の
58	54	49	58	55	50	39	30	43	33						を	26	
58	55	50	59	55	50	40	31	44	34						27	27	
					50	40	31	44	34								に改め、同表4級の
						40	31	44	35								

150	94	74		
151	95	75		
152	95	75		
153	95	75		
154	96	75		
155	96	75		
156	96	76		
157	97	76		

次のように加える。

20	欄中	81
20		81
21	21	81
21	21	81
21	21	82
21	22	82
21	22	82
22	22	82
22	23	83
22	23	83
22	24	83
22	24	83
23	25	84
23	25	84
23	26	
23	26	
23	27	

58	58	59	59	59	59	60	60	60	60	60	61	に改め、同表3
級の欄中	81	81	81	82	82	83	83	84	84	85	85	を
80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
表4級の欄中	50	50	50	50	51	51	52	52	52	52	53	
51	51	51	52	52	52	53	53	53	53	54	54	
53	54	54	54	54	55	55	55	56	を	49	50	
55	に改め、同表5級の欄中	23	23	23	23	24	24	24	24	24	25	
27	27	28	28	29	を	22	23	23	23	24	24	
26	27	27	27	27	に改める。	25	25	25	25	25	25	
						25	25	25	25	26	26	
						26	26	26	26	26	26	

第三条 (山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)
 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第四項を削る。

第二十九条の二第二項を削り、同条第一項中「条例第二十六条の二第二項」を「条例第二十六条の二第三項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十六条の二第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第二十九条の二第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 条例第二十六条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、別表第七に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

イ 二種 五千五百円
 ロ 三種 五千円
 ハ 四種 四千五百円

六年山梨県条例第八十七号) 附則第七条の規定により読み替えられた山梨県警察職員給与条例第十五条の二第二項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

(職員給与条例第十四条の三の規定による地域手当の支給割合)

3 平成二十六年改正条例附則第七条の規定により読み替えられた職員給与条例第十四条の三の人事委員会規則で定める割合は、百分の十五とする。

附則別表を次のように改める。

附則別表(附則第二項関係)

支給割合	支給地域
百分の十八	東京都特別区
百分の十五	大阪府大阪市
百分の十三	東京都八王子市 神奈川県横浜市
百分の一	長野県伊那市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表山梨県の項中「六級地」を「七級地」に改め、同表神奈川県の中「三級地」を「二級地」に改め、同表長野県の項中「松本市」を「伊那市」に、「六級地」を「七級地」に改め、同表静岡県の中「五級地」を「六級地」に改め、同表備考中「平成十八年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十二号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則
 寒冷地手当支給規則(昭和三十一年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第一条関係)

地	域
富士吉田市 南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町 北都留郡 伊那市	荒川ダム管理事務所 広瀬・琴川ダム管理事務所 広瀬・琴川ダム管理事務所琴川ダム管理課 深城ダム管理事務所 総合農業技術センター高冷地野菜・花き振興センター八ヶ岳試験地 大門・塩川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所塩川ダム管理課 三富小学校 牧丘第三小学校 芦安小学校

備考 この表に掲げる名称は、平成二十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別表第二(第一条関係)

所在地	公署
甲府市川窪町清里の山九七二 山梨市三富上釜口篠平一七八の一 山梨市牧丘町北原四一四〇の六一 大月市七保町瀬戸一三〇八の一 北杜市高根町東井出一五二九の一 北杜市高根町清里三六五四の七 北杜市須玉町比志三七八三の一 山梨市三富下釜口一六五の一 山梨市牧丘町牧平一六 南アルプス市芦安交通三三五	荒川ダム管理事務所 広瀬・琴川ダム管理事務所 広瀬・琴川ダム管理事務所琴川ダム管理課 深城ダム管理事務所 総合農業技術センター高冷地野菜・花き振興センター八ヶ岳試験地 大門・塩川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所塩川ダム管理課 三富小学校 牧丘第三小学校 芦安小学校

南アルプス市芦安交通三五〇	芦安中学校
北杜市高根町村山北割一〇三五	高根東小学校
北杜市高根町長沢二一四一	高根北小学校
北杜市高根町清里三五四五	高根清里小学校
北杜市大泉町谷戸二八七〇	泉小学校
北杜市小淵沢町七七四一	小淵沢小学校
北杜市高根町村山東割九八	高根中学校
北杜市大泉町谷戸二〇八七	泉中学校
北杜市小淵沢町七三二一	小淵沢中学校
北杜市白州町白須一九二〇	白州中学校
北杜市長坂町長坂上条二〇〇三	甲陵中学校
笛吹市芦川町中芦川八三五	芦川小学校
甲州市大和町初鹿野一六七九の五	大和小学校
甲州市大和町初鹿野一六四三	大和中学校
甲府市梯町二七一	上九一色警察官駐在所
山梨市牧丘町牧平四六〇の一	牧平警察官駐在所
山梨市三富下釜口二五八の四	三富警察官駐在所
大月市笹子町黒野田一三二四	笹子警察官駐在所
南アルプス市芦安芦倉七六九	芦安警察官駐在所
北杜市長坂町長坂上条二五七五の七九	北杜警察署
北杜市須玉町比志三九三六の一三	増富警察官駐在所
北杜市高根町清里三五四五の一	清里警察官駐在所
北杜市高根町箕輪新町四八三の一三	高根警察官駐在所
北杜市大泉町谷戸二九六六の一	大泉警察官駐在所
北杜市白州町下教来石四八の二	鳳来警察官駐在所
北杜市小淵沢町八一六二の一	小淵沢警察官駐在所
笛吹市芦川町中芦川六五九の三	芦川警察官駐在所
甲州市大和町初鹿野一六六八の一	大和警察官駐在所

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この項から附則第九項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に

- 一 職員給与条例 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）をいう。
 - 二 学校職員給与条例 山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）をいう。
 - 三 警察職員給与条例 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）をいう。
 - 四 旧寒冷地等在勤等職員 この規則による改正前の寒冷地手当支給規則別表第一に掲げる地域又は別表第二に掲げる公署に在勤する職員（常時勤務に服する職員に限り、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）を除く。）をいう。
 - 五 新寒冷地等在勤等職員 この規則による改正後の寒冷地手当支給規則（次項及び第四項において「新規則」という。）別表第一に掲げる地域又は別表第二に掲げる公署に在勤する職員（常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。）をいう。
 - 六 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
 - 七 みなし寒冷地手当額 次項又は附則第四項に規定する者につき、基準日（職員給与条例第十九条第一項、学校職員給与条例第十五条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項に規定する基準日（その属する月が平成三十年三月までのものに限る。）をいう。以下同じ。）におけるその基準区分（当該者のこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以降における区分（職員給与条例第十九条第二項、学校職員給与条例第十五条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項に規定する区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、職員給与条例第十九条第二項、学校職員給与条例第十五条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項各号に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない区分をいう。）をその区分とみなして、職員給与条例第十九条第二項、学校職員給与条例第十五条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 3 基準日（その属する月が平成二十八年三月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者に対しては、職員給与条例第十九条第一項及び第二項、学校職員給与条例第十五条第一項及び第二項、警察職員給与条例第二十条第一項及び第二項並びに新規則別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

4 基準日（その属する月が平成二十八年十一月から平成三十年三月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、職員給与条例第十九条第一項及び第二項、学校職員給与条例第十五条第一項及び第二項、警察職員給与条例第二十条第一項及び第二項並びに新規別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成二十八年十一月から平成二十九年三月まで	六千円
平成二十九年十一月から平成三十年三月まで	一万二千円

5 職員給与条例第十九条第三項、学校職員給与条例第十五条第三項及び警察職員給与条例第二十条第三項の規定は、前二項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、これらの規定中「前項」とあるのは「寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則（平成二十七年人事委員会規則第十二号）附則第三項又は第四項」と、「同項」とあるのは「同規則附則第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

6 寒冷地手当支給規則第三条の規定は、附則第三項及び第四項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同規則第三条中「職員給与条例第十九条第三項、学校職員給与条例第十五条第三項及び警察職員給与条例第二十条第三項」とあるのは「寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則（平成二十七年人事委員会規則第十二号）附則第五項の規定により読み替えて準用する職員給与条例第十九条第三項、学校職員給与条例第十五条第三項及び警察職員給与条例第二十条第三項」と、同条第一号及び第二号中「職員給与条例第十九条第二項等」とあるのは「寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則（平成二十七年人事委員会規則第十二号）附則第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

7 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日（この規則の施行の日。以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であつて、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつたもの（附則第三項から第六項までの規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、その旧寒冷地

等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつた期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、附則第三項から第六項までの規定を適用したとしなければならない額の寒冷地手当を支給する。

8 人事交流等により施行日以降に引き続き職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の給料表の適用を受ける職員（以下この項において「給料表適用職員」という。）となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合において、基準日において当該職員である者に対しては、施行日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその給料表適用職員でなかつた期間を給料表適用職員として勤務していたものとみなして、附則第三項から第七項までの規定を適用したとすれば寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

9 附則第三項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における職員給与条例第十九条第四項、学校職員給与条例第十五条第四項及び警察職員給与条例第二十条第四項の規定の適用については、これらの規定中「第一項から前項まで」とあるのは、「寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則（平成二十七年人事委員会規則第十二号）附則第三項から第八項まで」とする。

山梨県人事委員会規則第十三号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

2 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十六号）附則第五条の規定による給料を支給される教育職員に関する特別措置条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十六号）附則第五条の規定による給料の額との合計額」とする。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十四年三月三十日付山梨県教育委員会規則第五号（山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則）

三	下	終わりから十七	店舗	店舗
---	---	---------	----	----